

全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
結核感染症課

一 目 次 一

1. 予防接種について	
(1) 予防接種部会における検討状況について	1
(2) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について	1
(3) 不活化ポリオワクチンについて	1
(4) 麻しん対策について	2
(5) 日本脳炎の予防接種について	2
(6) 予防接種後の副反応報告・健康状況調査について	2
(7) 予防接種健康被害者に対する衛生・福祉関係部局の連携等について	
	3
2. インフルエンザ対策について	
(1) 新型インフルエンザ対策等について	3
① 新型インフルエンザ対策行動計画等の見直しについて	
② 予防接種法等改正法案について	
③ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等について	
(2) 今冬のインフルエンザ対策について	5
① 総論	
② インフルエンザの流行状況等について	
3. ワクチンの供給について	
(1) 季節性インフルエンザワクチンの供給等について	6
(2) 新型インフルエンザワクチンの生産体制整備・確保等について	
	6
4. 結核対策について	7
5. H T L V - 1 対策について	7
6. 感染症指定医療機関の指定の促進について	8
7. 動物由来感染症対策について	
(1) 狂犬病予防対策について	8
(2) 獣医師の届出対象感染症について	8
(3) 鳥インフルエンザ (H5N1) について	8
(4) その他	9
① 蚊が媒介する感染症対策等	
② 動物の輸入届出制度	
8. その他感染症対策の充実について	
(1) 特定病原体等の適正管理について	9
① 本制度の周知徹底	
② 病原体サーベイランス事業への配慮について	
(2) 性感染症対策について	10
9. B型肝炎訴訟について	11

感染症対策について

1 予防接種について

(1) 予防接種部会における検討状況について

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会では、平成22年2月に取りまとめた「第一次提言」を踏まえ、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン（Hib、肺炎球菌、HPV等）の在り方、接種費用の負担の在り方、予防接種に関する評価・検討組織の在り方等について、議論を行っている。

その後、平成23年7月には、主な議論の中間的な状況の整理がとりまとめられ、同年9月には厚生労働省の制度見直しの方向性の検討案を予防接種部会に提示するなど、引き続き検討を進めている。

接種費用の財源確保などの様々な課題があるが、今通常国会への法案提出も視野に入れ、引き続き議論を進め、できるだけ早期に結論を得るよう調整したいと考えている。

(2) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について

平成22年10月の予防接種部会の意見書や、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3つのワクチンについて、対象年齢層に接種する機会を提供し、これらの接種を緊急に促進するための経費として、平成22年度補正予算で平成23年度末までの事業費として、約1,085億円を措置したところであるが、当該事業を平成24年度も市町村で引き続き実施できるよう平成23年度第4次補正予算案に約526億円を計上している。

平成24年度の対象者は、今年度と同様、子宮頸がん予防ワクチンについては、中学1年生から高校1年生、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについては、生後2月齢から5歳未満までとしている。ワクチンの供給不足や同時接種による死亡事例の発生により接種を差し控えた影響等を受け、平成23年度中に接種ができなかった方も引き続き当該事業の対象として接種できるよう基金を延長することとした。

昨年度から引き続き、実施主体である各市町村や基金の管理を行う各都道府県においては、円滑な事業の実施をお願いしたい。

(3) 不活化ポリオワクチンについて

現在、定期接種で使用されている生ポリオワクチンは、極めてまれではあるが、麻痺などの副反応が生じることから、不活化ポリオワクチンへの切り替えを進めることとしている。

国内では、ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの4種混合ワクチンの開発が進められ、不活化ワクチンの導入時に必要となる単抗原の不活化ワクチンについても、海外メーカーが開発を進めている。

厚生労働省としても、あらゆる可能性を検討し、できるだけ早期に不活化ポリオワクチンを導入できるよう取り組んでいる。また、不活化ポリオワクチンに移行する際の公衆衛生上の課題や円滑に移行するための具体的な方法を検討する必要があることから、検討会を設置して、専門家にご議論いただいている。

実施主体の市町村等には、できるだけ早期に接種方針を示せるようにしたいと考えているので、導入期には円滑に実施できるようご協力願いたい。

(4) 麻しん対策について

麻しんについては、平成 24 年度までに、麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標に、特に総合的に予防対策に取り組むべき感染症として位置づけ、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成 19 年 12 月 28 日第 442 号厚生労働大臣告示）を策定した。

同指針で、予防接種を推進するための具体的な施策の一環として、平成 20 年 4 月 1 日から 5 年間の時限措置として、13 歳相当の者（中学校 1 年生相当）と 18 歳相当の者（高校 3 年生相当）に対する接種を実施しているが、平成 24 年度が最終年度であり、麻しんの流行を防止するためには、高い接種率を維持する必要があることから、各都道府県においては、引き続き、接種の実施について積極的な取組がなされるよう市町村に依頼されたい。

(5) 日本脳炎の予防接種について

日本脳炎の定期接種については、平成 17 年 5 月に予防接種で使用するワクチンについて、重篤な副反応（重症の ADEM（急性散在性脳脊髄炎））が認められたことから、同月以降、積極的接種勧奨を差し控えてきた。

平成 22 年 4 月からは、新たに開発された乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給実績や副反応報告の状況を勘案し、専門家の意見を踏まえ、積極的勧奨を再開し、標準的な接種年齢の対象者に加え、積極的勧奨の差し控えによって接種されていない対象者に順次、積極的勧奨を実施している。

平成 23 年 5 月には、予防接種法施行令の改正によって、積極的勧奨の差し控えによって接種機会を逃した方（平成 7 年 6 月 1 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日生まれ）について、20 歳未満まで定期の予防接種の対象者として実施できるよう措置したところである。

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への平成 24 年度の積極的勧奨の実施については、ワクチンの供給量を踏まえつつ、できるだけ早期にお知らせする予定であるが、概ね、8 歳児から 10 歳児への積極的勧奨を実施できるよう調整している。

(6) 予防接種後の副反応報告・健康状況調査について

予防接種後の副反応報告及び健康状況調査については、都道府県、市町村及び医療機関等の協力を得て実施し、その調査結果を厚生労働省 HP に掲載する

などして広く公表している。調査結果は、予防接種による副反応を理解し、予防接種を受ける際の判断の基となるものなので、副反応に関する情報を求める者に適宜提供されるよう、管内市町村及び関係機関に周知をお願いする。

(7) 予防接種健康被害者に対する衛生・福祉関係部局の連携等について

予防接種による健康被害者に対する救済措置については、障害年金等救済給付の支給が円滑に行われるよう、引き続き指導方お願いする。また、財団法人予防接種リサーチセンターで、健康被害者に対する保健福祉相談事業を行っているため、健康被害者が必要に応じて当事業を利用できるよう、管内市町村等との連携を図り、情報提供に協力をお願いする。

また、予防接種健康被害者が重症心身障害児施設等への入所を希望する場合には、当該者やその家族等による申請手続き等が円滑に行われるよう、福祉関係主管部局との連携を図るなど、配慮をお願いする。

2. インフルエンザ対策について

(1) 新型インフルエンザ対策等について

① 新型インフルエンザ対策行動計画等の見直しについて

新型インフルエンザ対策行動計画については、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験等を踏まえて、昨年9月の新型インフルエンザ対策閣僚会議で改定を決定した。

従来までの行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザのみを想定した内容となっていたが、今回の改定により、ウイルスの病原性・感染力等に応じた柔軟な対策を迅速・合理的に実施できるようにした。

その後、行動計画の改定を受けて、ガイドラインの改定についても新型インフルエンザ専門家会議で検討していただいたところであり、「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」として取りまとめられる予定である。

また、行動計画の実効性をさらに高めるために、内閣官房において新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の検討が進められており、先月「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」が開催され、「新型インフルエンザ対策のための法制のたたき台」が示された。

平成24年度は、行動計画の改定で新たに追加された「地域の発生状況に応じた都道府県ごとに実施すべき対策」を円滑に実施できるようにするために、都道府県等関係者と連携しながら、実際に新型インフルエンザが発生したことを想定したシナリオに基づく机上訓練を行うこととしているので、協力いただくようお願いする。

② 予防接種法等改正法案について

予防接種部会が平成 22 年 2 月に取りまとめた「第一次提言」等を踏まえ、「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が平成 22 年 3 月に国会に提出され、平成 23 年 7 月に成立した（同年 10 月施行）。

本法案の成立により、新たな臨時接種の創設及び健康被害救済の給付水準の引き上げ等がなされ、平成 21 年春の「新型インフルエンザ（A/H1N1）」と同等の新たな「感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応に万全を期したところである。

③ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等について

抗インフルエンザウイルス薬については、諸外国の備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国と都道府県をあわせて国民の 45% に相当する量を目標として、備蓄を推進することとしている。

国における備蓄については、平成 21 年度に、オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）約 3,000 万人分、ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）約 300 万人分の備蓄が完了しているところである。

また、平成 23 年度第 4 次補正予算案で、平成 24 年度に有効期限を迎えるタミフル 257 万人分の備蓄に必要な経費を計上している。

各都道府県においては、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年の地方財政措置が講じられていることを踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄に努めていただいているが、タミフル耐性ウイルスの出現や新型インフルエンザの十代の者に対する感染に対応できるよう、今後はリレンザの備蓄について、現在の目標から可能な限りの増加を図り、備蓄を進めていただくようお願いする。

また、新型インフルエンザが発生した際に、パンデミックワクチン（新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原をもつウイルスを基に製造されたワクチン）を製造するには一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。現在は H5N1 亜型を用いて製造）の接種を行うこととし、その原液の製造・備蓄を進めている。

一部のプレパンデミックワクチンは、既に有効期限を迎え、あるいは、まもなく迎えることから、平成 22 年度補正予算で、約 1 千万人分 × 2 株の製造株のプレパンデミックワクチン原液備蓄に必要な経費を確保し、平成 22、23 年度の各年度に原液備蓄を行っている。また、平成 23 年度第 4 次補正予算案で、約 1 千万人分 × 1 株の製造株のプレパンデミックワクチン原液備蓄に必要な経費を計上している。